

【素案】

第7期 深川市障がい福祉計画

第3期 深川市障がい児福祉計画

【令和6年度～令和8年度】

深 川 市

令和6年4月

目次

第1章 計画の策定にあたって	1
第1節 計画策定の背景と趣旨	1
第2節 計画の位置付け	3
1 法令の根拠	
2 計画の期間	
3 関連計画との関係	
4 計画の対象	
5 計画策定の体制	
第3節 サービスの体系	6
1 自立支援給付	
2 地域生活支援事業	
3 障がい児支援	
第4節 計画の基本的な考え方	10
1 計画の基本理念	
2 計画の基本方針	
3 PDCAサイクルの実施	
第2章 第7期障がい福祉計画等における数値目標	15
第1節 第6期障がい福祉計画等の進捗状況の確認及び評価	15
1 施設入所者の地域生活への移行	
2 地域生活支援拠点等の整備	
3 福祉施設から一般就労への移行等	
第2節 第7期障がい福祉計画等における数値目標設定	18
1 施設入所者の地域生活への移行	
2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	
3 地域生活支援拠点等が有する機能の充実	
4 福祉施設から一般就労への移行等	
5 障がい児支援の提供体制の整備等	
6 相談支援体制の充実・強化等	
7 障がい福祉サービス等の質の向上	
第3章 障がい福祉サービス等の見込量と確保のための方策	24
第1節 自立支援給付	24
1 訪問系サービス	
2 日中活動系・居住系サービス	
3 相談支援サービス	
第2節 地域生活支援事業	41
1 理解促進研修・啓発事業、自発的活動支援事業	
2 相談支援事業	
3 意思疎通支援事業・手話奉仕員養成研修事業	
4 日常生活用具給付事業	
5 移動支援事業	
6 地域活動支援センター事業	
7 任意事業	
第3節 障がい児支援の見込量と確保のための方策	52
1 児童福祉法によるサービス	
第4章 計画の推進	57

第1節 計画策定の背景と趣旨

本市では、平成18年4月に施行された障害者自立支援法に基づき、障がい者及び障がい児に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、第1期深川市障がい福祉計画（平成18年度～20年度）の策定に始まり、第6期計画（令和3年度～令和5年度）まで継続して策定してきました。

平成23年8月に「障害者基本法の一部を改正する法律（以下、「障害者基本法」という。）」が成立し、この趣旨を踏まえ、「障害者自立支援法」が改正され、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、「障害者総合支援法」という。）」が平成24年に成立しました。この法律では、すべての国民が障がいの有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現することを目的に、地域社会での共生や社会的障壁の除去をはじめとした基本理念に盛り込まれ、これまで制度の谷間となっていた難病患者への支援提供や、知的障がい及び精神障がいにおける障がい区分の適切な配慮などの改正が行われました。

平成23年には「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（以下、「障害者虐待防止法」という。）」が成立し、障がいのある人への虐待防止や養護者に対する支援に努めるとともに、虐待を受けたと思われる障がいのある人を発見した人への通報義務が課されることになりました。

平成25年には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が成立し、公共機関において、障がいのある人や家族から「社会的障壁の除去」を求められた場合には、障がいのある人が他の者と同じように権利や機会をもち、行使できるような調整を行う「合理的配慮」が義務付けられることが示され、平成28年4月に施行されました。

平成28年4月には、「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律（改正障害者雇用促進法）」が施行されました。また、障がい者が自ら望む地域生活を営むことができるよう「生活」と「就労」に関する支援の一層の充実を図るとともに、障がい児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の充実を図るため、同年5月に障害者総合支援法及び児童福祉法が改正、平成30年4月から施行されることになりました。

一方、発達障害者支援法については、平成17年4月施行から10年が経過し、乳幼児期から高齢期まで切れ目のない支援など、発達障害者の支援の一層の充実を図るため、「発達障害者支援法の一部を改正する法律」が平成28年8月に施行されました。

その他、「成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年）」、「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律（平成30年）」、「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法

第1章 計画の策定にあたって

律（読書バリアフリー法（令和元年））、「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律（令和2年）」、「聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律（令和2年）」、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法改正（令和2年））」、令和4年には障がい者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進する「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」を施行するなど、障がい者に関する法整備が進められてきました。令和5年には、障がい者の地域生活の支援体制の充実や、多様なニーズに対する支援や障がい者雇用の質の向上などを定めた「改正障害者総合支援法」など多くの関連法令が制定され、より一層、社会全体で支援していく体制づくりが進んできました。

本市においては、これらの関連法令での規定を前提に、前計画期間に引き続き、児童福祉法第33条の20第1項の規定に基づく「市町村障害児福祉計画」として、「深川市障がい児福祉計画」を障がい福祉計画と一体的に策定することとし、施策の着実な推進を図っていきます。

このような法律や障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成18年厚生労働省告示第395号（最終改正令和5年こども家庭庁・厚生労働省告示第1号）。以下「基本指針」という。）の改正に沿い、国・道の動向や本市におけるこれまでの計画の進捗状況、サービス利用の状況等を踏まえ、「第7期深川市障がい福祉計画及び第3期深川市障がい児福祉計画（以下「第7期深川市障がい福祉計画等」という。第6期深川市障がい福祉計画及び第2期深川市障がい児福祉計画についても同様とする。）」（計画期間：令和6年度～令和8年度）を策定するものです。

第2節 計画の位置付け

1 法令の根拠

○障がい福祉計画

障がい福祉計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第88条第1項の規定に基づく「市町村障害福祉計画」であり、障がい福祉計画の基本的理念を踏まえ、国の基本指針に基づき本市の障がい福祉サービスや相談支援、地域生活支援事業を充実させるために必要なサービス量を見込むとともに、提供体制の確保に関する方策を定める計画です。

○障がい児福祉計画

障がい児福祉計画は、児童福祉法第33条の20第1項の規定に基づく「市町村障害児福祉計画」であり、障害福祉サービス等の提供体制及び自立支援給付等の円滑な実施を確保することを目的として作成される計画です。

(参考)

●障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第88条第1項

市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

●児童福祉法第33条の20

市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

●障害者基本法第11条第3項

市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

※「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」の名称については、以下、通称の「障害者総合支援法」と記載します。

第1章 計画の策定にあたって

2 計画の期間

第7期深川市障がい福祉計画等は、令和6年度から令和8年度までの3年間を計画期間とします。

平成										令和									
21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	1	2	3	4	5	6	7	8		
第2期 深川市障がい 福祉計画			第3期 深川市障がい 福祉計画			第4期 深川市障がい 福祉計画			第5期 深川市障がい 福祉計画	第1期 深川市障がい 児福祉計画	第6期 深川市障がい 福祉計画		第2期 深川市障がい 児福祉計画		第7期 深川市障がい福 祉計画			第3期 深川市障がい児 福祉計画	
第2次深川市障がい者 計画（後期）（H21～ H25）					第3次深川市障がい者計画（H26～R05）										第4次深川市 障がい者計画 （R06～R11）				

3 関連計画との関係

本計画は、障がい者の支援については様々な分野の取り組みを総合的・一体的に進める必要があることから、本市の最上位計画である「第六次深川市総合計画」（令和4～令和13年度）や本市における障がい者施策の基本的な計画として、令和5年度で計画期間を終了し本計画と同時に策定される「第4次深川市障がい者計画」をはじめ、「第10次深川市高齢者福祉計画・第9次深川市介護保険事業計画」「第2期深川市子ども・子育て支援事業計画」その他関連計画との調和が保たれたものとします。

4 計画の対象

この計画での「障がいのある人」とは、平成23年8月に改正された障害者基本法第2条に定義する者のほか、障害者総合支援法第4条に定義する者（難病患者等）とします。

●障害者基本法第2条

この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- 二 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

第1章 計画の策定にあたって

●障害者総合支援法第4条（抄）

治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が主務大臣が定める程度である者

●発達障害者支援法第2条

この法律において「発達障害」とは、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものをいう。

2 この法律において「発達障害者」とは、発達障害にある者であって発達障害及び社会的障壁により日常生活又は社会生活に制限を受けるものをいい、「発達障害児」とは、発達障害者のうち十八歳未満のものをいう。

なお、障がいのある人もない人も分け隔てなく共に生きる社会の実現を目指すためには、市民の理解と協力が必要であることから、障がいの有無にかかわらず、全市民を計画の対象とします。

5 計画策定の体制

(1) 深川市保健福祉施策推進協議会

この計画の策定にあたっては、本市における保健福祉に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため設置している「深川市保健福祉施策推進協議会」に審議を求め、同協議会に協議会委員5人と障がい当事者や家族の代表など5人を臨時委員とする「障がい者計画等策定部会」を設置し、障がい当事者や障がい福祉関係者など広く市民の意見を反映させて計画内容を審議しました。

なお、障がい者計画等策定部会においては、本計画の他に第4次深川市障がい者計画の策定作業も同時に行いました。

(2) 国・北海道との調整

この計画は、国が定めた障がい福祉計画に係る基本指針や北海道が示した第1期ほっかいどう障がい福祉プランに即して策定するとともに、全道や空知（北空知）圏域との調整を図り、障がい福祉サービスなどの必要量を見込みました。

(3) ニーズの把握

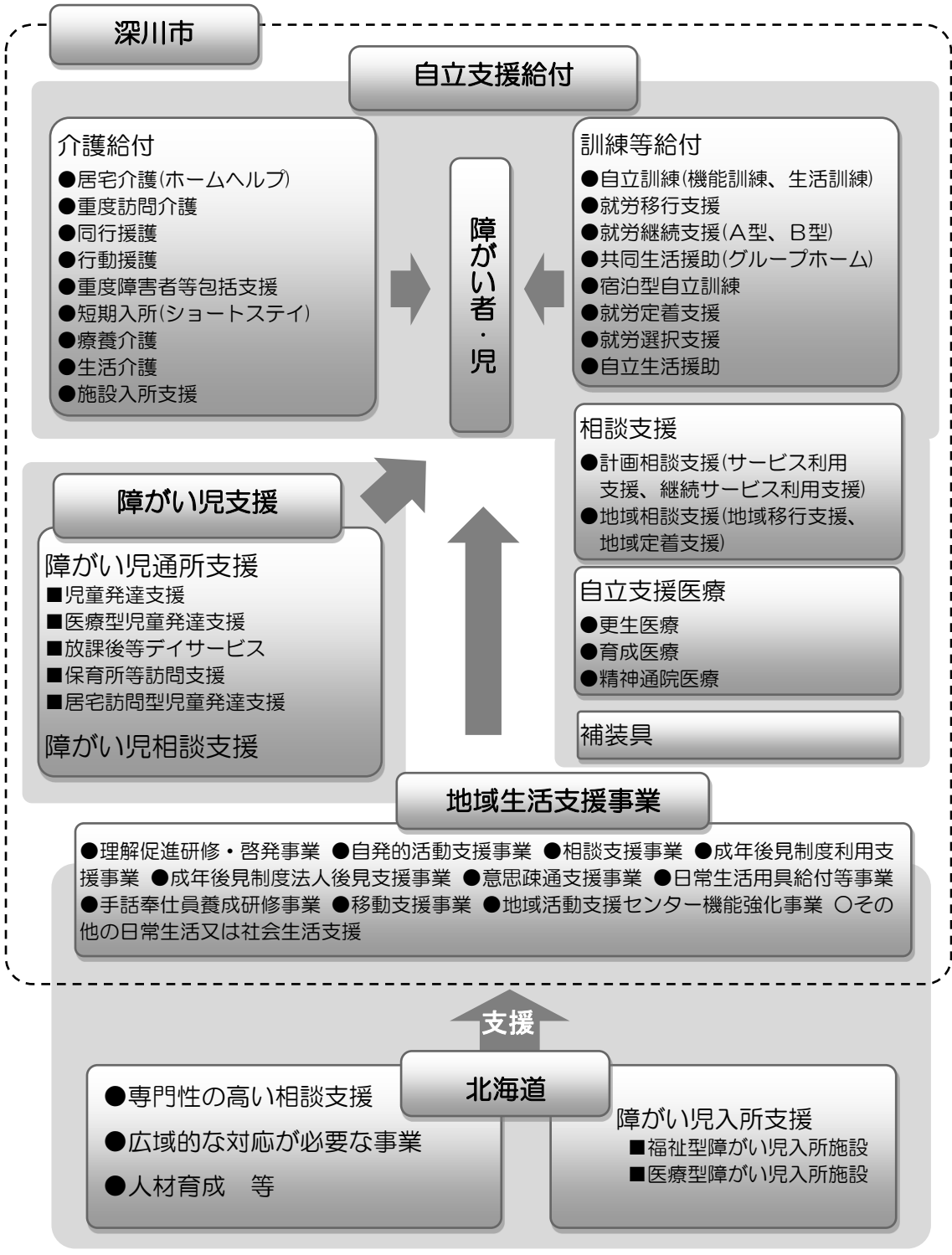
障がい福祉サービスなどの必要量を見込むためには、これまでの利用状況を把握、分析するとともに、地域における障がい者や障がい福祉サービス提供事業者などの実情、ニーズを把握することが必要であることから、障がい福祉関係機関・団体等の関係者に対して「第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画策定に係る検討課題把握調査」、また、第4次障がい者計画の策定にあたり、障がい当事者（身体、知的、精神）等に対してアンケート調査を実施したため、これらのニーズなどについても反映させることとし、また、障がい者計画等策定部会委員の見聞を広げるため施設見学を行いました。

(4) 計画素案に対する市民及び関係機関・団体からの意見聴取

障がい福祉計画策定部会で取りまとめられた計画素案について、市ホームページ等で市民意見を募集するとともに、障がい者関係機関・団体に意見照会を行い、幅広く意見反映に努めました。

第3節 サービスの体系

障害者総合支援法のサービスは、個々の障がい者の障がい程度や勘案すべき事項（社会活動や介護者、居住等の状況）及びサービス等利用計画案を踏まえ、個別に支給決定が行われる「自立支援給付（介護給付、訓練等給付及び相談支援等）」と、地域の実情に応じて市町村の創意工夫により実施できる「地域生活支援事業」に大別されます。



第 1 章 計画の策定にあたって

1 自立支援給付

自立支援給付は、障がい福祉サービスや相談支援としての「個別給付」と「自立支援医療」及び「補装具費」からなります。

(1) 個別給付

ア 障がい福祉サービス

障がい福祉サービスは、さらに「介護給付」と「訓練等給付」に分けられ、下表のとおり、それぞれ「訪問系」「日中活動系」「居住支援系」のサービス類型が設けられています。

	介護給付	訓練等給付
訪問系サービス	居宅介護(ホームヘルプ) 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援	
日中活動系サービス	短期入所(ショートステイ) (福祉型・医療型) 療養介護 生活介護	自立訓練(機能訓練、生活訓練、宿泊型自立訓練) 就労移行支援、就労定着支援、就労選択支援 自立生活援助 就労継続支援(A型=雇成型、B型=非雇成型)
居住支援系サービス	施設入所支援(障がい者支援 施設での夜間ケア等)	共同生活援助(グループホーム)

イ 相談支援

相談支援には、計画相談支援及び地域相談支援(地域移行支援、地域定着支援)の2つのサービスが設けられています。

(2) 自立支援医療費

自立支援医療は、心身の障がい除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度です。

身体障害者福祉法に基づき身体障害者手帳の交付を受けた者(18歳以上)を対象に、その障がい除去・軽減する手術等の治療を目的とする更生医療と、身体に障がいを有する児童(18歳未満)を対象に、その障がい除去・軽減する手術等の治療を目的とする育成医療、統合失調症などの精神疾患を有する者を対象に、通院による継続的な精神医療を目的とする精神通院医療があります。

第1章 計画の策定にあたって

(3) 補装具費

補装具費は、障がい者が日常生活を送る上で必要な移動等の確保や、就労場面における能率の向上を図ること及び障がい児が将来、社会人として独立自活するための素地を育成助長することを目的として、身体の欠損又は損なわれた身体機能を補完・代替する用具について、購入又は修理に要した費用の一部を支給するものです。

2 地域生活支援事業

地域生活支援事業は、北海道又は深川市が主体となって、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟なサービスを創意工夫のもとで提供する事業です。

下表のとおり障がい者の自立した日常生活又は社会生活を支える上で重要なサービスとして位置づけられる必須事業と、地域における障がい福祉サービスの提供状況や障がい者のニーズに基づき実施が必要と判断される任意事業が設けられています。

事業名
○ 理解促進研修・啓発事業
○ 自発的活動支援事業
○ 相談支援事業
・ 障がい者相談支援事業
・ 基幹相談支援センター等機能強化事業
・ 住宅入居等支援事業
○ 成年後見制度利用支援事業
○ 成年後見制度法人後見支援事業
○ 意思疎通支援事業
・ 手話通訳者、要約筆記者派遣事業
・ 手話通訳者設置事業
○ 日常生活用具給付等事業
○ 手話奉仕員養成研修事業
○ 移動支援事業
○ 地域活動支援センター機能強化事業
◇ 訪問入浴サービス
◇ 日中一時支援事業
◇ 社会参加促進事業（障がい者スポーツ大会事業、自動車運転免許取得事業、自動車改造費助成事業等）

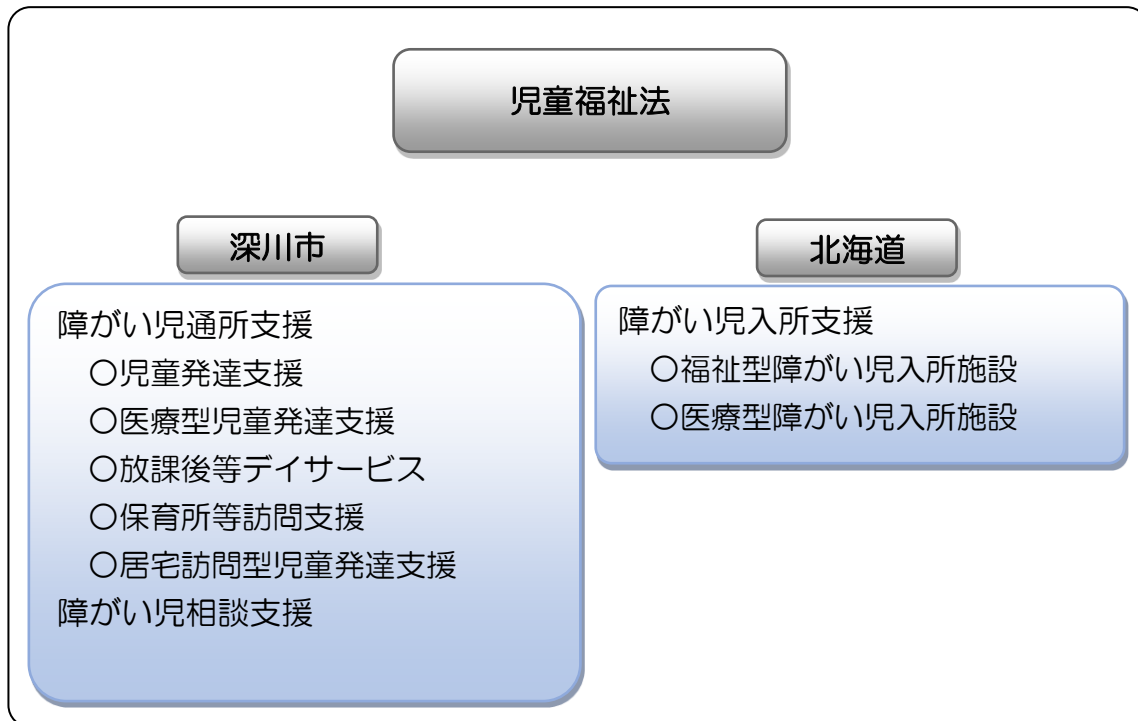
[○：必須事業、◇：任意事業]

第 1 章 計画の策定にあたって

3 障がい児支援

児童福祉法によるサービス

障がい児を対象とした施設・事業等のサービスは、施設入所等は児童福祉法、児童デイサービスは障害者自立支援法、重症心身障がい児(者)通園事業は補助事業として実施されてきましたが、平成 24 年 4 月から児童福祉法に根拠規定が一本化されています。



第4節 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

本計画は、第4次深川市障がい者計画(令和6年度～令和11年度)に掲げる目標と同じく、

障がいや障がいのある人に対する市民の理解を促進し、障がいのある人とない人の地域の中での交流や、まちづくり・地域づくりへの参加を進め、障がいの有無にかかわらず、一人ひとりの市民が、社会の一員としてその役割と責任を担いながら、住み慣れた地域で、「ともに学び ともに働き ともに暮らす 共生社会の実現」を目指す

ことを基本理念とします。

なお、この基本理念は、障害者基本法第1条において規定される、

「全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する」

という目的に基づくものです。

2 計画の基本方針

(1) 計画の策定にあたっての基本的な視点

次に掲げる点に配慮して第7期深川市障がい福祉計画等を策定します。

① 障がいのある人の自己決定の尊重と意思決定の支援

共生社会の実現のために障がいの種別や程度にかかわらず、障がいのある人が自分の住みたい場所に住み、必要とする障がい福祉サービスその他の支援を受けながら自立と社会参加が実現できるよう、自己決定を尊重するとともに意思決定の支援をすすめます。

② 市を基本とした身近な実施主体と障がいの種別によらない一元的な障がい福祉サービスの実施等

発達障がい者や高次脳機能障がい者、難病患者についても障がい福祉サービス等の対象に含まれることを引き続き周知するとともに、障がいのある人がその種別にかかわらず、必要な障がい福祉サービスをできる限り深川市において利用することができるようサービス提供体制の充実を図ります。

第1章 計画の策定にあたって

③ 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障がいのある人の自立支援の観点から、入院や施設入所からの地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援といった課題に対応するため、インフォーマルなサービスを含めた地域の社会資源を最大限に活用するとともに、地域生活支援の拠点づくりをはじめとした障がいのある人の生活を地域全体で支えるサービス提供体制の整備を推進します。

また、重度化・高齢化した障がい者のサービス利用や、高齢化等による将来の介護者不在を見据えた地域生活支援拠点の機能の強化・整備や、相談支援を通じた中長期的視点に立った継続した支援をすすめます。

④ 障がい児の健やかな育成のための発達支援

障がい児及びその家族に対し、心身の発達等に心配のある段階から身近な地域で支援できるように、障がい種別にかかわらず、質の高い専門的な発達支援を行う障がい児通所支援等の充実を図るとともに、北海道の適切な支援等を通じて地域支援体制の構築を図ります。また、医療的ケア児等の専門的な支援を要する子どもに対して、各関連分野が共通の理解に基づき協働する包括的な支援体制を構築します。

⑤ 地域共生社会の実現に向けた取り組み

地域のあらゆる住民が「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいとともに創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向け、地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組み作りや、地域の実情に応じた、制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保等に係る取り組み、さらに、専門的な支援を要する者に対して、各関連分野が共通の理解に基づき協働する、包括的な支援体制の構築を進めます。

⑥ 障がい福祉人材の確保

障がい者の重度化・高齢化が進む中においても、将来にわたって安定的に障がい福祉サービス等を提供し、様々な障がい福祉に関する事業を実施していくため、提供体制の確保と併せてそれを担う人材を確保し、多職種間の連携の推進、障がい福祉職場の魅力の周知・広報等について、関係者と協力して取り組んでいきます。

⑦ 障がい者の社会参加を支える取組

障がい者の地域における社会参加を促進するため、障がい者の多様なニーズを踏まえて支援するため、障がい者が文化芸術を享受・鑑賞し、又は創造や発表等の多様な活動に参加する機会の確保等を通じて、障がい者の個性や能力の発揮及び社会参加の促進を図ります。

第1章 計画の策定にあたって

(2) 障がい福祉サービス等の提供体制の確保に関する基本的な考え方

障がい福祉サービス等の提供体制の確保にあたっては、本節の2-(1)「計画の策定にあたっての基本的な視点」を踏まえ、次に掲げる点に配慮して、目標値を設定し、計画的なサービス提供体制の確保を行います。

① 訪問系サービスの提供

障がい者が地域で生活していくため、訪問系サービスの充実を図り、必要な訪問系サービスの提供に努めます。

② 日中活動系サービスの提供

希望する障がい者が地域で自立した日常生活や社会生活を営むため、日中活動系サービスの充実を図り、必要な日中活動系サービスの提供に努めます。

③ グループホームの充実と地域生活支援拠点等の整備と機能の充実

障がい者の入所施設や病院からの地域生活への移行の促進や、親元からの自立を希望する者等に対する支援を行うため、地域移行支援や地域定着支援等の推進、地域における居住の場としてのグループホームの充実を図ります。

また、障がい者が地域で安心して暮らせるよう、障がい福祉サービス等の提供体制の充実を図るとともに、身近な地域において相談、体験の機会や場、緊急時の受入などに対応できるよう、地域における関係機関の連携体制の強化を図ります。

④ 福祉施設から一般就労への移行等の推進

福祉施設から一般就労への移行を進めるため、利用者の能力や個性に応じた一般就労訓練や相談支援機能の充実が図られるよう、各施設との連携を強化し、就労移行支援事業等の充実を図るとともに、農福連携をはじめとした福祉的就労の場の確保・拡充や工賃向上のために自立支援協議会での議論など具体的な取り組みの推進に努めます。

⑤ 相談支援体制の充実・強化

障がい福祉サービス等の利用にあたって作成されるサービス等利用計画の推進により、一人ひとりのニーズに適したサービス等の提供を行うとともに、生涯を通して総合的かつ継続的な対応を行うなど、きめ細やかな対応を図ります。

また、障がい児相談支援体制の確保を図るために、市直営での相談支援事業所の運営を継続するとともに今後の方向性を見定め、相談支援を行う事業所の確保や人材の育成、個別事例における専門的な指導や助言を行う体制づくり等のために、必要な施策を確保し、障がい者の相談支援体制の充実・強化を図っていきます。

さらに、保護者等が子どもの発達障がいの特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるよう、ペアレントプログラムやペアレントトレーニング等の発達障がい者等及びその家族等に対する支援体制を関係機関と連携し確保することに努めます。

⑥ 障がいのある子どもを支援する体制の整備、充実

教育、保育等の関係機関と連携を図り、子育ての情報を乳幼児期から学齢期、成人期といった各世代間の相談支援情報を引き継ぎ共有する「個別支援ファイル」の導入を図るなど、障がいのある子どもとその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供できるよう体制の整備、充実に努めます。

第1章 計画の策定にあたって

⑦ 権利擁護の推進

「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）」を踏まえ、北空知障がい者支援センター（基幹相談支援センター）などの関係機関と連携・協力し、障がい者等に対する虐待の防止や早期発見・早期対応・再発の防止等に取り組むとともに、体制や取り組みの検証を行います。また、「障害を理由とする差別の解消に関する法律（平成25年法律第65号）」の周知や合理的配慮の促進を図ります。

また、障がい福祉サービスの利用の観点から成年後見制度を利用することが有用であると認められる利用者に対して支援を行うとともに、成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）を踏まえ、各市町村において作成に努めることとされている市町村成年後見制度利用促進基本計画との整合性が保たれるよう関係機関と連携を図ります。

⑧ 不足するサービスの提供体制等の確保について

強度行動障害や高次脳機能障害を有する障がい者に対して、障がい福祉サービス等において適切な支援ができるようサービス提供体制の構築に努めます。

また、アルコール、薬物等の依存症対策として、依存症に対する誤解及び偏見を解消するための関係職員に対する研修の実施及び幅広い普及啓発、相談機関及び医療機関など様々な関係機関と連携し、依存症である者等及び家族に対する支援の取り組みを検討します。

北空知地域自立支援協議会、北空知障がい者支援センターなど地域の関係機関や事業所と連携を密にし情報を共有するなか、不足するサービスの提供体制の確保に努めます。

3 PDCAサイクルの実施 ～成果目標と活動指標の設定について～

平成25年4月に施行された障害者総合支援法において、「市町村及び都道府県は、障がい福祉計画に掲げた事項について、定期的に調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、計画の変更等を行う(PDCAサイクル)」こととされました。

第7期深川市障がい福祉計画等では、国の基本指針の規定に沿って、下表のとおり、「計画の実施により達成すべき基本的な目標」（成果目標）と「目標達成に向けて定期的な状況確認を行うべき指標」（活動指標）を整理・明確化しています。

活動指標については、基本的には障がい福祉サービス等の利用実績とします。

なお、計画の進捗状況の確認及び評価については、深川市保健福祉施策推進協議会において実施し、その結果必要に応じ所要の見直し等を行なうことにより、計画の効率的かつ効果的な推進を図っていきます。

《成果目標と活動指標の関係》

【基本理念】 ともに学び ともに働き ともに暮らす 共生社会の実現

成果目標

活動指標

施設入所者の地域生活への移行 (P18)

- 地域生活移行者の増加
- 施設入所者の削減

- 訪問系サービス（居宅介護等）の利用者数、利用時間数
- 生活介護の利用者数、利用日数
- 自立訓練（機能訓練・生活訓練）の利用者数、利用日数
- 就労移行支援の利用者数、利用日数
- 就労継続支援（A型・B型）の利用者数、利用日数
- 短期入所（福祉型、医療型）の利用者数、利用日数
- 自立生活援助の利用者数
- 共同生活援助の利用者数
- 地域移行支援の利用者数
- 地域定着支援の利用者数
- 施設入所支援の利用者数

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築 (P19)

- 精神障害者の精神病床から退院後 1 年以内の地域における平均生活日数
- 精神病床における 1 年以上長期入院患者数（65 歳以上、65 歳未満）
- 精神病床における早期退院率（入院後 3 か月・6 か月・1 年時点の退院率）

- 精神障害者の地域移行支援の利用者数
- 精神障害者の地域定着支援の利用者数
- 精神障害者の共同生活援助の利用者数
- 精神障害者の自立生活援助の利用者数
- 精神障害者の自立訓練（生活訓練）【新設】
- 保健、医療・福祉関係者による協議の場の開催回数
- 保健、医療（精神科、精神科以外の医療機関別）、福祉、介護、当事者、家族等の関係者ごとの参加者数
- 保健、医療、福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数

地域生活支援拠点等が有する機能の充実 (P19)

- 地域生活支援拠点の充実

- 地域生活支援拠点等の設置箇所数とコーディネーターの配置人数、地域生活支援拠点等における機能の充実に向けた検証及び検討の実施回数

福祉施設から一般就労への移行等 (P20)

- 福祉施設から一般就労移行者の増加
- 職場定着率の増加

- 就労移行支援の利用者数、利用日数
- 就労移行支援事業等（就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型）から一般就労への移行者数
- 就労定着支援の利用者数
- 就労選択支援の利用者数、利用日数【新設】

障がい児支援の提供体制の整備等 (P21)

- 児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実
- 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保
- 医療的ケア児支援のための保健・医療・障がい福祉・保育・教育等の関係機関の協議の場の設置の検討

- 児童発達支援の利用児童数、利用日数
- 放課後等デイサービスの利用児童数、利用日数
- 保育所等訪問支援の利用児童数、利用日数
- 居宅訪問型児童発達支援の利用児童数、利用日数
- 障がい児相談支援の利用児童数
- 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数

相談支援体制の充実・強化等 (P22)

- 相談支援体制の充実・強化に向けた体制を確保

- 地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数
- 地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数
- 地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数
- 協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービスの開発・改善【新設】

障がい福祉サービス等の質の向上 (P23)

- 障がい福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築

- 都道府県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修の参加や都道府県が市町村職員に対して実施する研修の参加人数
- 障害者自立支援審査支払システム等での審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びそれに基づく実施回数

第1節 第6期深川市障がい福祉計画等の進捗状況の確認及び評価

施設入所者の地域生活への移行、福祉施設から一般就労への移行について、第6期深川市障がい福祉計画等における数値目標に関する進捗状況の確認および評価を行いました。

1 施設入所者の地域生活への移行

(1) 施設入所者の地域生活への移行

地域移行者数は、令和5年度末までの目標値を4人(6.7%)の移行と定めており、施設入所者のグループホームへの移行等が進まず、計画より少ない2人(3.3%)という結果となりました。

	項目	数値	考え方
計画値	令和元年度末時点の入所者数(A)	60人	令和元年度末の施設入所者数
	目標年度入所者数(B)	59人	令和5年度末時点の利用人員
	【目標値】 地域生活移行者数	4人 6.7%	上記のうち、施設入所からグループホーム等へ地域移行した入所者数
	【目標値】 削減見込み(A-B)	1人 1.7%	差引減少見込み数(割合については削減見込み人数を入所者数(A)で除したもの)
実績値	施設退所者数(D)	2人	グループホーム等への地域移行者(2人)、自然減(0人)
	新規入所者数(E)	3人	
	施設入所者数(F) =(A-D+E)	63人	令和4年度末時点の施設入所者数
	【実績値】 地域生活移行者数(G)	2人 3.3%	上記のうち、施設入所からグループホーム等へ地域移行した入所者数(G)/(A)
	【実績値】 削減数(H)=(A-F)	△3人 △5.0%	差引減少見込み数(割合については削減見込み人数)を入所者数(A)で除したもの(H)/(A)

2 地域生活支援拠点等の整備

本市(北空知圏域)では、北空知地域自立支援協議会や北空知障がい者支援センター等の関係機関、事業所等と連携し、各種サービスの調整を行うことで、総合的な支援を実施し障がい者の地域生活支援体制の強化を図ってきました。

本市では、関係機関と協議を行い、1市4町が連携し、地域生活支援拠点コーディネート事業として北空知障がい者支援センターへ平成29年度から事業委託を行っています。

※北空知圏域とは、北海道が定める、深川市、妹背牛町、秩父別町、北竜町、沼田町の障がい保健福祉圏域のことを示します。

第2章 第7期深川市障がい福祉計画等における数値目標

	項目	数値	考え方
計画	地域生活支援拠点等の整備数	—	1箇所整備済み
実績	地域生活支援拠点等の整備数	1箇所	平成29年度から整備済み

3 福祉施設から一般就労への移行等

(1) 福祉施設利用者(※)の一般就労への移行

一般就労移行者数は、第6期深川市障がい福祉計画等では4人の目標値を設定しましたが、令和5年度においては0人という結果となりました。

令和3年度0人、令和4年度2人、令和5年度0人の実績であることから、第6期深川市障がい福祉計画等計画期間の平均値は0.7人となっており、計画期間を通じての実績は目標値を下回りました。

※福祉施設利用者とは、生活介護、自立訓練(機能訓練・生活訓練)、就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援(A型・B型)を利用している人をいいます。

	項目	数値	考え方
計画値	一般就労移行者数(A)	3人	令和元年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数
	【目標値】 目標年度の一般就労移行者数	4人 133%	【令和5年度末の目標値】 令和5年度において福祉施設を退所して、一般就労する者の数
実績値	【実績値】 一般就労移行者数(B)	0人 —%	令和5年度において福祉施設を退所し、一般就労する者の数(割合については一般就労移行者数の(B)を(A)で除したもの)

(参考)【一般就労移行者の数】

(単位：人)

期間	第6期深川市障がい福祉計画等計画期間				
年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	合計	平均
実績	0	2	0	2	0.7

数値目標の設定方法

	計画期間	状況を勘案する年度	目標年度
第1期計画	H18年度～20年度	H17年度	H23年度
第2期計画	H21年度～23年度	H17年度	H23年度
第3期計画	H24年度～26年度	H17年度	H26年度
第4期計画	H27年度～29年度	H24年度若しくは25年度	H29年度
第5期計画	H30年度～32年度	H28年度	H32年度
第6期計画	R3年度～5年度	R元年度	R5年度
第7期計画	R6年度～8年度	R4年度	R8年度

(2) 移行支援事業の利用者数

	項目	数値	考え方
計画値	令和元年度末の 就労移行支援事業 利用者数(A)	1人	令和元年度末において就労移行支援事業を利用する者の数
	【目標値】 目標年度の 就労移行支援事業の 利用者数(B)	4人 400%	令和5年度末において就労移行支援事業を利用する者の数(割合については就労移行支援事業の利用者数(B)を(A)で除したもの)
実績値	【実績値】 目標年度の 就労移行支援事業の 利用者数(C)	4人 400%	令和5年度末において就労移行支援事業を利用する者の数(割合については就労移行支援事業の利用者数(C)を(A)で除したもの)

(3) 就労移行支援事業所ごとの就労移行者の割合

	項目	数値	考え方
計画値	令和5年度末の 就労移行支援事業所数(A)	— 箇所	令和5年度末時点の就労移行支援事業所の数
	【目標値】 上記(A)のうち、 就労移行率が 3割以上の事業所数(B)	— 箇所 — %	令和5年度末において就労移行支援事業所のうち就労移行率が3割以上の事業所の数(割合については事業所数(B)を就労移行支援事業所数(A)で除したもの)
実績値	【目標値】 上記(A)のうち、 就労移行率が 3割以上の事業所数(C)	0 箇所 0 %	令和5年度末において就労移行支援事業所のうち就労移行率が3割以上の事業所の数(割合については事業所数(C)を就労移行支援事業所数(A)で除したもの)

※数値欄において「—」となっているのは、計画期間内に設置される見込みがないことから目標値は設定しないこととしていたためです。

第2節 第7期深川市障がい福祉計画等における数値目標設定

障がい者の自立支援の観点から、入所等からの地域生活移行や就労支援といった課題に対応するため、国の基本指針を踏まえ、令和8年度を目標年度とする数値目標(成果目標)と、これらの成果目標を達成するための障がい福祉サービス等の事業量(活動指標)を設定し、着実に取り組みを進めていきます。

1 施設入所者の地域生活への移行

地域生活への移行を進める観点から、令和4年度末時点において福祉施設に入所している者(以下「施設入所者」という。)のうち、今後、自立訓練事業等を利用し、グループホームや一般住宅等に移行する者の数を見込み、そのうえで、令和8年度末における地域生活に移行する者の目標値を設定します。

また、令和4年末時点から令和8年度末までの施設入所者の削減に関する目標値を設定します。

	項目	数値	考え方
成果目標	令和4年度末時点の入所者数(A)	63人	令和4年度末の施設入所者数
	目標年度入所者数(B)	62人	令和8年度末時点の利用人員
	【目標値】 地域生活移行者数	4人 6.3%	上記のうち、施設入所からグループホーム等へ地域移行する入所者数
	【目標値】 削減見込み(A-B)	1人 1.6%	差引減少見込み数(割合については削減見込み人数を入所者数(A)で除したもの)

国の基本指針では、令和4年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することとするとともに、これに合わせて令和8年度末の施設入所者数を令和4年度末時点の施設入所者数から5%以上削減することを基本とするものとされています。

本市では、国の基本指針を踏まえ、地域生活移行者数においては施設入所者の高齢化や障がいの重度化等の理由により厳しい状況ではありますが、4人(6.3%)を目標とします。

また、施設入所者の削減においては、入所待機があり利用のニーズがあるため、1人(1.6%)を目標とします。

2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

	項目	数値	考え方
成果 目標	保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	1回/年	北空知自立支援協議会での協議の場の設定を検討
	保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	14人	北空知自立支援協議会委嘱委員数(深川市委嘱分。医療関係者を除く)
	保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	1回/年	北空知自立支援協議会での協議の場の設定を検討

国の基本指針では、障がい保健福祉圏域、市町村ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置することを基本とし、市町村単独での設置が困難な場合には、複数市町村による共同設置であっても差し支えないとしています。

本市では、国の基本指針を踏まえ、関係機関と協議を行い、広域での連携を含め体制整備に向けた検討を行います。

3 地域生活支援の充実

地域での暮らしの安心感を担保し、地域生活への移行、親元からの自立に係る相談、一人暮らし、グループホームへの入居等の体験の機会及び場の提供、ショートステイの利便性・対応力向上等による緊急時の受入対応体制の確保、人材の確保・養成・連携等による専門性の確保並びにサービス拠点の整備及びコーディネーターの配置等による地域の体制づくりを行う機能を集約し、グループホームまたは障がい者支援施設に付加した拠点のことを地域生活支援拠点といい、施設の整備（多機能型）だけではなく、地域における複数の機関が分担して機能を担う体制（「面的な体制」）の整備を行うことも含め、「地域生活支援拠点等」としており、本市（北空知圏域）では、1市4町の広域事業として北空知障がい者支援センターに地域生活支援事業等を委託し、北空知地域自立支援協議会や関係機関、事業所等と連携の上、各種サービスの調整を行い、総合的な支援を実施し障がい者の地域生活支援体制の確立と強化を図っていきます。

※北空知圏域とは、北海道が定める、深川市、妹背牛町、秩父別町、北竜町、沼田町の障がい保健福祉圏域のことを示します。

	項目	数値	考え方
成果 目標	地域生活支援拠点等の整備数	—	1箇所整備済み
	運用状況の検証および検討	1回以上	北空知地域自立支援協議会で実施済み

国の基本指針では、地域生活支援拠点等について、令和8年度末までに各市町村又は各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討することを基本とし、強度行動障害を有する者に関し、支援ニーズの把握、体制の整備を進めることとされています。

本市では、関係機関と協議を行い1市4町が連携し、地域生活支援拠点コーディネート事業として北空知障がい者支援センターへ平成29年度から事業委託を行っており、毎年、北空知地域自立支援協議会全体会議等で地域生活支援拠点における事業内容を検証・検討しています。

4 福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等(生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業をいう。)を通じて、令和8年度中に一般就労に移行する者の目標値を設定します。

また、当該目標値を達成するため、就労移行支援事業の利用者数および事業所ごとの就労移行率にかかる目標値を設定します。

(1) 福祉施設利用者の一般就労への移行

	項目	数値	考え方
成果目標	令和3年度の一般就労移行者数(A)	0人	令和3年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数
	【目標値】 目標年度の一般就労移行者数(B)	4人 -%	令和8年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数(割合については一般就労移行者数(B)を(A)で除したもの)

(2) 就労移行支援事業所ごとの一般就労率【新規】

	項目	数値	考え方
成果目標	【目標値】 目標年度の就労移行支援事業所の割合(C)	-	令和8年度において一般就労率5割以上の就労移行支援事業所の割合

国の基本指針では、令和3年度の一般就労への移行実績の1.28倍以上とすること、また、就労移行支援事業所のうち、一般就労率が5割以上の事業所を全体の5割以上とすることとされています。

本市では、国の基本指針を踏まえ、市内に事業所のある就労B型のみを設定とし、4人を目標とします。

本市では、市内には就労移行支援事業所の設置がないため、(2)の目標値の設定はしません

(3) 就労定着支援事業の利用者数

	項目	数値	考え方
成果 目標	令和3年度の就労定着支援事業利用者数(A)	0人	令和3年度において就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち就労定着支援事業を利用した者の数
	【目標値】 目標年度の就労定着支援事業の利用者割合等(C)	1人 1%	令和8年度において就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、就労定着支援事業を利用した者の割合。

(4) 就労定着支援事業所ごとの就労定着率

	項目	数値	考え方
成果 目標	【目標値】 目標年度の就労定着支援事業所の割合(C)	—	令和8年度において就労定着率7割以上の就労定着支援事業所の割合

国の基本指針では、令和8年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、7割が就労定着支援事業を利用することを基本とすること、また、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上とすることを基本とする。こととされています。

本市では、市内には就労定着支援事業所の設置がないため、(4)の目標値の設定はしませんが、市外事業所の利用があるため、(3)は利用者数1人を目標とします。

5 障がい児支援の提供体制の整備等

本市では、広域で実施する児童発達支援及び保育所等訪問支援については、すでにサービスの提供体制が確立されています。

一方、国の指針にある、重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所や、医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場については、事業所などの地域資源や人員確保の面から、各関連分野が共通の理解に基づき協働する総合的な支援体制の構築を目指し、北空知地域自立支援協議会において議論することとしています。

	項目	考え方
成果 目標	令和8年度末までに児童発達支援センターを各市町村又は圏域に1カ所以上設置	児童発達支援事業所を圏域で設置済み

第2章 第7期深川市障がい福祉計画等における数値目標

令和8年度末までに全市町村において、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進体制の構築	体制の構築に向けて検討
令和8年度末までに主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所等を各市町村又は圏域に1カ所以上設置	対象者を把握した上で検討
令和8年度末までに圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置	協議の場については設置済み コーディネーターは協議の場で配置を検討

国の指針では、令和8年度末までに、

- ・児童発達支援センターを各市町村又は圏域に1カ所以上設置
- ・障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進体制の構築
- ・主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所等を各市町村又は圏域に1カ所以上確保
- ・医療的ケア児支援のための保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置すること

とされています。

本市では、児童発達支援及び保育所等訪問支援については、1市4町による広域事業により深川市療育センターで、また、児童発達支援は市内事業所2箇所でサービスの提供体制が確立されています。

障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、児童発達支援センターが保育所等訪問支援などを活用しながら体制の構築に向けて検討していきます。

6 相談支援体制の充実・強化等

各市町村又は各圏域で、相談支援体制の充実・強化に向けた体制を確保します。

	項目	数値	考え方
成果目標	基幹相談支援センターの設置【新設】	1	圏域で設置済み
	専門的な指導・助言件数	1	令和8年度末までに基幹相談支援センターを対象として実施を検討する
	人材育成の支援件数	1	
	連携強化の取組の実施	1	
	協議会におけるサービスの開発・改善等【新規】	1	

国の指針では、相談支援体制を充実・強化するため、令和8年度末までに、各市町村又は各圏域において、「基幹相談支援センターの設置」し、「地域の相談支援体制の強化」のため、以下の目標を設定することとしています。

- 地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数の見込
- 地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数の見込
- 地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数の見込
- 協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービスの開発・改善【新設】

本市では、基幹相談支援センターについては、1市4町による広域事業により北空知障がい者支援センターとして設置されています。

7 障がい福祉サービス等の質の向上

各都道府県や各市町村において、サービスの質の向上を図るための体制を構築します。

	項目	数値	考え方
成果 目 標	研修への市職員の参加	1人/年	1年間で1人は研修に参加する
	審査結果の分析共有	1回/年	北空知圏域担当者会議等で共有を検討

国の指針では、障がい福祉サービスの質を向上させるための取組として、令和8年度末までに、「障がい福祉サービス等に係る各種研修の活用」、「障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有」、「指導監査結果の関係市町村との共有」のため、以下の目標を設定することとしています。

- 都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数の見込
- 障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びその実施回数の見込
- 都道府県等が実施する指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者等に対する指導監査の適正な実施とその結果を関係自治体と共有する体制の有無及びその共有回数の見込

第1節 自立支援給付

1 訪問系サービス

居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護

事業内容	介護が必要な人に対し、ヘルパーが自宅訪問し、入浴や排せつ、洗濯、掃除、調理等の日常生活上の支援を行ったり（居宅介護・重度訪問介護）、視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報提供や移動援護等の外出支援や（同行援護）、自己判断能力が限られている人に、危険回避に必要な支援、外出支援（行動援護）を行います。
------	--

※本章では、令和5年度（実績値）は、見込みとなります。

【第6期深川市障がい福祉計画等の取り組み状況】

指 標		令和3年度 計画値(実績値)	令和4年度 計画値(実績値)	令和5年度 計画値(実績値)
		達成率	達成率	達成率
全 体	時間数/月	303 (260.3)	303 (264.2)	303 (260.6)
		85.9%	87.1%	%
居宅介護	利用者数(人)	24 (23)	24 (19)	24 (22)
		160 (143.3)	160 (137.1)	160 (121.8)
重度 訪問介護	時間数/月	89.5%	85.6%	76.1%
		18 (17)	18 (13)	18 (13)
行動援護	利用者数(人)	110 (93.2)	110 (98.7)	110 (110.2)
		84.7%	89.7%	100.1%
同行援護	時間数/月	30 (21.7)	30 (22.8)	30 (26.6)
		72.3%	76.0%	88.6%
同行援護	利用者数(人)	3 (2)	3 (2)	3 (3)
		3 (2.1)	3 (5.6)	3 (2)
同行援護	時間数/月	70.0%	186.6%	66.6%
		2 (2)	2 (2)	2 (3)

第3章 障がい福祉サービス等の見込量と確保のための方策

【現状の分析と今後の課題】

訪問系サービス全体としては、利用者数及び利用時間数は減少傾向にあります。平成25年4月から障害者総合支援法の対象に難病が加わったことや、平成26年4月から重度訪問介護の対象に知的障がい者と精神障がい者が加わったことから、今後も継続して利用希望があるものと思われ、サービス提供事業者の確保が課題です。

【第7期深川市障がい福祉計画等】

指標		令和6年 計画値	令和7年 計画値	令和8年 計画値
全体	時間数/月	304	304	304
	利用者数(人)	27	27	27
居宅介護	時間数/月	150	150	150
	利用者数(人)	15	15	15
重度訪問介護	時間数/月	120	120	120
	利用者数(人)	4	4	4
行動援護	時間数/月	30	30	30
	利用者数(人)	4	4	4
同行援護	時間/月	4	4	4
	利用者数(人)	4	4	4
重度障害者等 包括支援(新)	時間/月	—	—	—
	利用者数(人)	—	—	—

【見込量確保のための方策】

障がい者のニーズを把握し適切なサービス利用が図られるよう、サービス等利用計画を個別に作成しサービスの提供を行うとともに、知的障がいや精神障がいにより行動上困難な障がい者の介助や外出時の移動を支援できる事業者の育成・確保に努めます。

また、必要なサービス量を確保するため、事業者の意向の把握に努め、広く情報提供を行う等により既存事業所の人材確保や多様な事業者の参入促進に努めます。

これまで指標がなかった重度障害者等包括支援については、サービス提供事業者等の設置見込みがないことから目標値を設定しないこととしました。

※計画値の基本的考え方について

- 原則、前計画期間の3年間の実績の平均値により算出、新計画初年度の値としています。
- 平均値(計画値)は人数や日数は小数点以下切り上げ、割合は小数点第2位以下を四捨五入しています。計画値が1,000単位の場合は100位に切り上げ、100単位の場合は10位に切り上げ、10~1単位の場合は小数点以下切り上げとしています。
- 見込数値の精緻な推測は困難であるため、3年間は初年度と同じ計画値としています。
- 過去3年間利用実績がないサービスについては、1名利用が発生した場合の標準的な利用量(深川市障がい者介護給付費等の支給決定基準に関する規則における「基本基準量」)を記載しています。
- 上記によらない数値については、【見込量確保のための方策】に付記しています。

第3章 障がい福祉サービス等の見込量と確保のための方策

2 日中活動系・居住系サービス

1) 日中活動系サービス

(1) 生活介護

事業内容	常に介護が必要な人に対し、障がい者支援施設等で、主として昼間において、入浴や排せつ、食事の介護や創作活動又は生産活動などの機会を提供、その他の身体機能又は生活能力の向上のために必要な援助を行います。
------	---

【第6期深川市障がい福祉計画等の取り組み状況】

指標	令和3年度 計画値 (実績値)	令和4年度 計画値 (実績値)	令和5年度 計画値 (実績値)
	達成率	達成率	達成率
日数/月	2,300 (2,068)	2,300 (2,065)	2,300 (2,303)
	89.9%	89.7%	100.1%
利用者数(人)	110 (104)	110 (106)	110 (101)

【現状の分析と今後の課題】

生活介護は、施設の整備が進んだこと等により利用者が増加しており、今後も重度の障がい者にとっての日中活動の場としてニーズが高いサービスです。

受け入れ事業所が不足傾向にあり、施設の整備や適切な人員の配置が望まれています。

【第7期深川市障がい福祉計画等】

指標	令和6年 計画値	令和7年 計画値	令和8年 計画値
日数/月	2,500	2,500	2,500
利用者数(人)	110	110	110

【見込量確保のための方策】

事業者や関係機関等と連携し、必要なサービス量の確保を図っていくとともに、提供するサービスの質の維持・向上を図ります。

第3章 障がい福祉サービス等の見込量と確保のための方策

(2) 療養介護

事業内容	医療の必要な障がい者で常に介護が必要な人に対し、主として昼間において、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。
------	---

【第6期深川市障がい福祉計画等の取り組み状況】

指標	令和3年度 計画値 (実績値)	令和4年度 計画値 (実績値)	令和5年度 計画値 (実績値)
	達成率	達成率	達成率
日数/月	430 (455)	430 (422)	430 (372)
	105.8%	98.1%	86.5%
利用者数(人)	14 (15)	14 (15)	14 (12)

【現状の分析と今後の課題】

療養介護は、病院等の施設において医療的ケアに加え常時介護を要する重症心身障がい者が利用しているサービスで、利用人数は横ばいで推移していますが、市内には施設がありません。

【第7期深川市障がい福祉計画等】

指標	令和6年 計画値	令和7年 計画値	令和8年 計画値
日数/月	430	430	430
利用者数(人)	14	14	14

【見込量確保のための方策】

療養介護利用希望の待機者が発生しないように、施設の状況を定期的に把握し、利用希望者がいる場合は、スムーズに調整ができるように努めます。

第3章 障がい福祉サービス等の見込量と確保のための方策

(3) 就労継続支援A型（雇用型）

事業内容	企業等で働くこと（一般就労）が困難な人に対し、雇用契約を結んだ上で継続的に就労の機会の提供や生産活動、その他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練を行います。
------	--

【第6期深川市障がい福祉計画等の取り組み状況】

指標	令和3年度 計画値 (実績値)	令和4年度 計画値 (実績値)	令和5年度 計画値 (実績値)
	達成率	達成率	達成率
日数/月	76 (134)	76 (110)	76 (138)
	176.3%	144.7%	181.5%
利用者数（人）	4 (9)	4 (7)	4 (6)

【現状の分析と今後の課題】

就労継続支援 A 型は、市内にサービス提供事業所はなく、市外の利用を希望される利用者が一定数います。

【第7期深川市障がい福祉計画等】

指標	令和6年 計画値	令和7年 計画値	令和8年 計画値
日数/月	150	150	150
利用者数（人）	8	8	8

【見込量確保のための方策】

希望する人がサービスを受けられるように、市外の事業所情報の把握と利用希望者への適切な情報提供に努めるとともに、関係機関・事業所等との連携を密にし、必要に応じてサービス提供体制の整備を進めます。

第3章 障がい福祉サービス等の見込量と確保のための方策

(4) 就労継続支援B型（非雇用型）

事業内容	通常の事業所に雇用されていた方で、その年齢や心身の状態その他の事情により企業等で働くこと（一般就労）が困難な人や、就労移行支援によっても雇用に至らなかった方などに対し、就労の機会の提供や生産活動その他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練を行います。
------	--

【第6期深川市障がい福祉計画等の取り組み状況】

指標	令和3年度 計画値 (実績値)	令和4年度 計画値 (実績値)	令和5年度 計画値 (実績値)
	達成率	達成率	達成率
日数/月	1,030 (908)	1,030 (889)	1,030 (975)
	88.1%	86.3%	94.6%
利用者数（人）	65 (53)	65 (63)	65 (65)

【現状の分析と今後の課題】

就労継続支援B型は、障がい者にとっての就労の場としてニーズが高く、特別支援学校の卒業生や一般就労が困難な新規通所者の利用が見込まれ、令和4年4月に事業所が1か所開設され利用者は増えてきましたが、新型コロナの影響もあり利用日数は伸びませんでした。そのため、事業所の運営も厳しく別の事業所1か所が令和5年9月に廃止となりました。

【第7期深川市障がい福祉計画等】

指標	令和6年 計画値	令和7年 計画値	令和8年 計画値
日数/月	1,030	1,030	1,030
利用者数（人）	65	65	65

【見込量確保のための方策】

特別支援学校の卒業生や、工賃を得ながら日中活動できる場として利用者のニーズが高いことから、今後も利用者は見込まれるため計画値を据え置きとします。

関係機関・事業所等との連携を密にし、新たな事業所の整備や増築等を促進すること等によりサービス量の確保を図っていくとともに、質の維持・向上を図ります。

第3章 障がい福祉サービス等の見込量と確保のための方策

(5) 就労移行支援

事業内容	通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれ、企業等で働くこと(一般就労)を希望する人に対し、一定の期間における生産活動やその他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練を行います。
------	--

【第6期深川市障がい福祉計画等の取り組み状況】

指標	令和3年度 計画値 (実績値)	令和4年度 計画値 (実績値)	令和5年度 計画値 (実績値)
	達成率	達成率	達成率
日数/月	17 (51)	17 (30)	17 (10)
	300.0%	176.4%	58.8%
利用者数(人)	4 (7)	4 (3)	4 (1)

【現状の分析と今後の課題】

就労移行支援は、市内に事業所が設置されていない状況にありますが、特別支援学校卒業生等が就労系サービスの進路を目指すにあたって、短期アセスメントを実施すべきとされており、このアセスメントは、本人の希望を考慮しつつ将来的な就労の可能性も含めた就労面の力を評価するもので、就労移行支援事業所で行うものとされており、その面でサービスの需要が見込まれます。

【第7期深川市障がい福祉計画等】

指標	令和6年 計画値	令和7年 計画値	令和8年 計画値
日数/月	20	20	20
利用者数(人)	2	2	2

【見込量確保のための方策】

関係機関・事業所等との連携を密にし、新たな事業所の整備を促進すること等によりサービス量の確保を図っていきます。

第3章 障がい福祉サービス等の見込量と確保のための方策

(6) 就労定着支援

事業内容	一般就労へ移行した方について、就労に伴う生活面の課題に対し、就労の継続を図るために企業・自宅等への訪問や来所により必要な連絡調整や指導・助言等を行うサービスを提供します。
------	---

【第6期深川市障がい福祉計画等の取り組み状況】

指標	令和3年度 計画値 (実績値)	令和4年度 計画値 (実績値)	令和5年度 計画値 (実績値)
	達成率	達成率	達成率
日数/月	1 (0)	1 (0)	1 (1)
	—%	—%	100.0%
利用者数(人)	1 (0)	1 (0)	1 (1)

【現状の分析と今後の課題】

平成30年度からの事業ですが、市内に事業所がないことから実績は1名にとどまりました。

【第7期深川市障がい福祉計画等】

指標	令和6年 計画値	令和7年 計画値	令和8年 計画値
日数/月	1	1	1
利用者数(人)	1	1	1

【見込量確保のための方策】

支援を必要とする人が必要量のサービスを受けられるよう、市外の事業所を含めサービス調整及び確保に努めます。

第3章 障がい福祉サービス等の見込量と確保のための方策

(7) 就労選択支援【新設】

事業内容	就労アセスメント（就労系サービスの利用意向がある障がい者との協同による、就労ニーズの把握や能力・適性の評価及び就労開始後の配慮事項等の整理）の結果をもとに、ハローワークが職業指導等を行うことで、より能力や適性に合った就労を支援します。
------	---

【第6期深川市障がい福祉計画等の取り組み状況】

指標	令和3年度 計画値 (実績値)	令和4年度 計画値 (実績値)	令和5年度 計画値 (実績値)
	達成率	達成率	達成率
日数/月	—	—	—
	(—)	(—)	(—)
	—%	—%	—%
利用者数(人)	—	—	—
	(—)	(—)	(—)

【現状の分析と今後の課題】

第7期からの新設事業となります。

【第7期深川市障がい福祉計画等】

指標	令和6年 計画値	令和7年 計画値	令和8年 計画値
日数/月	—	2	2
利用者数(人)	—	1	1

【見込量確保のための方策】

国の指針では、令和7年10月までにサービスを開始する予定となっているため、令和6年度の目標は設定していません。今後、サービスの浸透とともに、障がい者雇用の促進により需要の増加が見込まれ、特別支援学校卒業生等の推移なども勘案し、令和7年度については利用者数を1人と設定します。

また、サービスの利用期間は、概ね2週間（最大でも2か月）程度となる見込みです。

第3章 障がい福祉サービス等の見込量と確保のための方策

(8) 自立訓練(機能訓練)

事業内容	身体に障がいのある方が自立した日常生活や社会生活ができるよう、障がい者支援施設やサービス事業所、自宅で一定の期間において身体機能の向上のために必要な理学療法、作業療法等の訓練を行います。
------	---

【第6期深川市障がい福祉計画等の取り組み状況】

指標	令和3年度 計画値 (実績値)	令和4年度 計画値 (実績値)	令和5年度 計画値 (実績値)
	達成率	達成率	達成率
日数/月	23 (0)	23 (0)	23 (0)
	-%	-%	-%
利用者数(人)	1 (0)	1 (0)	1 (0)

【現状の分析と今後の課題】

機能訓練は、市内にサービス提供事業所がなく、またサービス利用期間も原則1年半と限定されている事などから、新規の利用者がいない状況にあります。

【第7期深川市障がい福祉計画等】

指標	令和6年 計画値	令和7年 計画値	令和8年 計画値
日数/月	23	23	23
利用者数(人)	1	1	1

【見込量確保のための方策】

訓練を必要とする人が必要量のサービスを受けられるよう、市外の事業所を含めサービス調整をしていきます。

第3章 障がい福祉サービス等の見込量と確保のための方策

(9) 自立訓練(生活訓練)

事業内容	知的障がい又は精神障がいのある方が、自立した日常生活や社会生活ができるよう、障がい者支援施設やサービス事業所、自宅で、一定の期間において生活能力（入浴、排せつ、食事等）の向上のために必要な訓練を行います。
------	--

【第6期深川市障がい福祉計画等の取り組み状況】

指標	令和3年度 計画値 (実績値)	令和4年度 計画値 (実績値)	令和5年度 計画値 (実績値)
	達成率	達成率	達成率
日数/月	15 (0)	15 (22)	15 (23)
	—%	146.6%	153.3%
利用者数(人)	1 (0)	1 (1)	1 (1)

【現状の分析と今後の課題】

生活訓練は、市内にサービス提供事業所がありませんが1件の利用実績がありました。

【第7期深川市障がい福祉計画等】

指標	令和6年 計画値	令和7年 計画値	令和8年 計画値
日数/月	50	50	50
利用者数(人)	2	2	2

【見込量確保のための方策】

訓練を必要とする人が必要量のサービスを受けられるよう、市外の事業所の情報を確認しながらサービス量の確保に努めます。

第3章 障がい福祉サービス等の見込量と確保のための方策

(10) 短期入所(ショートステイ)

事業内容	介護を行う人の疾病等の理由により短期間の入所を必要とする人に対し、障がい者支援施設等において入浴や食事、排せつその他必要な介護等の支援を行います。
------	---

【第6期深川市障がい福祉計画等の取り組み状況】

指標	令和3年度 計画値 (実績値)	令和4年度 計画値 (実績値)	令和5年度 計画値 (実績値)
	達成率	達成率	達成率
日数/月	13 (17)	13 (2)	13 (6)
	130.7%	15.3%	46.1%
利用者数(人)	5 (2)	5 (4)	5 (3)

【現状の分析と今後の課題】

短期入所は、自宅で介護する人が病気の場合などに利用するサービスですが、近年、地域生活へ向けての事前準備のための特別支援学校在学中の生徒の体験利用や、家族のレスパイト(一時的な息抜き)を目的とした利用、本人の地域生活疲れや健康管理・維持を目的とした利用が多く見られます。

【第7期深川市障がい福祉計画等】

指標	令和6年 計画値	令和7年 計画値	令和8年 計画値
日数/月	13	13	13
利用者数(人)	5	5	5

【見込量確保のための方策】

今後も、特別支援学校在学中の生徒の新規利用や介護者の高齢化に伴うレスパイトを目的とした利用が見込まれるため、一定数の利用見込が必要と考えられます。

しかしながら、社会資源が限られていることから、効果的・効率的に利用するため、利用者やその家族に対して、短期入所の目的や施設の現状を理解してもらえよう周知に努めるとともに、虐待保護などの理由による緊急一時保護の場として確保しておく必要があります。

また、必要に応じて新たな事業所の整備を促進すること等により、サービス量の確保に努めます。

計画量は、福祉型短期入所のみで、医療型短期入所の利用見込はありません。

第3章 障がい福祉サービス等の見込量と確保のための方策

2) 居住系サービス

(1) 共同生活援助（グループホーム）

事業内容	地域で共同生活を営むのに支障のない障がい者に対し、地域の共同生活の場で、主に夜間における入浴や排せつ、食事の介護、日常生活上の相談や援助などを行います。
------	--

【第6期深川市障がい福祉計画等の取り組み状況】

指標		令和3年度 計画値 (実績値)	令和4年度 計画値 (実績値)	令和5年度 計画値 (実績値)
		達成率	達成率	達成率
共同生活援助	利用者数（人）	50 (52)	50 (52)	50 (53)
		104.0%	104.0%	106.0%
	月数／年	600 (581)	600 (563)	600 (583)

【現状の分析と今後の課題】

今後も地域生活の場としてのニーズが高く、施設入所者や長期入院者の地域生活への移行を促進するためにも、サービス提供基盤のさらなる確保が必要です。

さらに、医療的ケア等の必要な人を含む重度障がい者に対応できる施設整備が課題となっています。

【第7期深川市障がい福祉計画等】

指標		令和6年 計画値	令和7年 計画値	令和8年 計画値
共同生活援助	利用者数 (人)	55	55	55
	月数／年	600	600	600

【見込量確保のための方策】

施設入所者や長期入院者の地域生活への移行を促進するためにも、今後一層の需用が見込まれます。

今後も引き続きグループホームの整備促進を図っていく必要がありますが、消防法の改正に伴うスプリンクラー設置や自動火災報知機の設置が引き続き課題となっており、事業者とも協議を行い、適正に整備が図られるよう対策を検討していきます。また、医療的ケア等の必要な重度障がい者に対応したグループホームの整備促進のため、対応策の検討を進めます。

利用者数は55人としていますが、月数／年は50人×12か月とします。

なお、利用者数の内、精神障がい者は実績を踏まえ各年20人とします。

第3章 障がい福祉サービス等の見込量と確保のための方策

(2) 施設入所支援

事業内容	介護が必要な人や通所が困難な人で施設に入所し、生活介護や自立訓練等のサービスを利用している人に対して、主に夜間における日常生活上の支援（入浴、排せつ及び食事等の支援等）を行います。
------	--

【第6期深川市障がい福祉計画等の取り組み状況】

指標	令和3年度 計画値 (実績値)	令和4年度 計画値 (実績値)	令和5年度 計画値 (実績値)
	達成率	達成率	達成率
利用者数（人）	61 (63)	61 (67)	61 (66)
	103.2%	109.8%	108.1%
月数/年	732 (736)	732 (777)	732 (759)

【現状の分析と今後の課題】

利用者数に大きな増減はありませんが、重度障がい者の夜間における日常生活の場としてニーズの高いサービスのため、圏域内の入所施設はいずれも定員を超える利用があり、施設入所の必要な障がい者の新規利用が難しい実態があります。

【第7期深川市障がい福祉計画等】

指標	令和3年 計画値	令和4年 計画値	令和5年 計画値
利用者数（人）	67	67	67
月数/年	804	804	804

【見込量確保のための方策】

施設入所からグループホーム等への地域移行について関係機関、事業所等と連携し進めます。

また、地域での生活が困難となった人がサービスを受けられるよう、市外の事業所を含めサービス量の確保に努めます。

月数/年は67人×12か月としています。

第3章 障がい福祉サービス等の見込量と確保のための方策

(3) 自立生活援助

事業内容	障がい者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する方に、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、定期的な巡回訪問（助言や医療機関等との連絡調整）や、利用者からの相談・要請に応じた随時の対応（訪問、電話、メール等）により必要なサービスの提供を行います。
------	---

【第6期深川市障がい福祉計画等の取り組み状況】

指標	令和3年度 計画値 (実績値)	令和4年度 計画値 (実績値)	令和5年度 計画値 (実績値)
	達成率	達成率	達成率
利用者数（人）	1 (0)	1 (0)	1 (0)
	-%	-%	-%

【現状の分析と今後の課題】

平成30年度からの新規事業ですが、市内に事業所がないことから実績はありませんでした。

【第7期深川市障がい福祉計画等】

指標	令和6年 計画値	令和7年 計画値	令和8年 計画値
利用者数（人）	1	1	1

【見込量確保のための方策】

地域移行をより進めるため、地域での生活に支援が必要となった人がサービスを受けられるよう、市外の事業所を含めサービス調整及び確保に努めます。

第3章 障がい福祉サービス等の見込量と確保のための方策

3 相談支援サービス

(1) 計画相談支援

事業内容	障がい福祉サービス及び地域相談支援を利用するすべての障がい者を対象に、サービス利用時にサービス等利用計画の策定、サービス等の利用状況の検証と計画の見直し、その他サービス事業所等との連絡調整を行います。
------	--

【第6期深川市障がい福祉計画等の取り組み状況】

指標	令和3年度 計画値 (実績値)	令和4年度 計画値 (実績値)	令和5年度 計画値 (実績値)
	達成率	達成率	達成率
実利用者数（人）	220 (205)	220 (204)	220 (214)
	93.1%	92.7%	97.2%

【現状の分析と今後の課題】

計画相談支援は、段階的に事務手順等を構築し、サービス等利用計画を作成することで障がい福祉サービス等の支給決定の際にサービスの利用方法の実態が把握でき、より適切で効果的な支援を提供できるようになりました。

また、利用者からも自身の目標や課題がはっきりした等の声があり、より質の高い相談支援が望まれますが、サービス提供が可能な相談支援事業所が限られていることから、人材確保を含めた体制の整備が必要です。

【第7期深川市障がい福祉計画等】

指標	令和6年 計画値	令和7年 計画値	令和8年 計画値
実利用者数（人）	220	220	220
事業所数	1	1	1

【見込量確保のための方策】

北空知障がい者支援センターを中心とした相談支援体制の充実を図り、きめ細かなサービスの提供を行います。

第3章 障がい福祉サービス等の見込量と確保のための方策

(2) 地域相談支援(地域移行支援・地域定着支援)

事業内容	【地域移行支援】 障がい者支援施設等の入所者並びに精神科病院に入院中の人を対象とし、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談等を行い、地域移行支援計画の作成や住居確保、関係機関との調整等を行います。
	【地域定着支援】 また、退所後・退院後の地域生活を支援するため、居宅において単身で生活している障がい者、家庭の状況等により同居している家族による支援を受けられない障がい者を対象とし、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に対する相談や支援を行います。

【第6期深川市障がい福祉計画等の取り組み状況】

指標		令和3年度 計画値 (実績値)	令和4年度 計画値 (実績値)	令和5年度 計画値 (実績値)
		達成率	達成率	達成率
地域 移行支援	実利用者数 (人)	1 (0)	1 (0)	1 (0)
		—%	—%	—%
地域 定着支援	実利用者数 (人)	3 (3)	3 (9)	3 (10)
		100.0%	300.0%	333.3%

【現状の分析と今後の課題】

平成24年度から精神障がい者退院促進支援事業から地域相談支援に再編され、令和2年度からは常時の連絡体制が必要となる利用者実績があり、引き続き、市、病院、サービス提供事業所等の関係機関と連携強化を図り、適切なサービス利用につなげる必要があります。

【第7期深川市障がい福祉計画等】

指標		令和6年 計画値	令和7年 計画値	令和8年 計画値
地域移行支援	実利用者数 (人)	1	1	1
地域定着支援	実利用者数 (人)	10	10	10

【見込量確保のための方策】

施設入所者、入院中の精神障がい者の地域移行を促進するため、市、病院、サービス提供事業所等の関係機関と連携強化し、利用促進を図ります。また、引き続き制度の周知を行っていきます。

第2節 地域生活支援事業

1 理解促進研修・啓発事業、自発的活動支援事業

事業内容	<p>理解促進研修・啓発事業として、障がい者が日常生活や社会生活をする上で生じる「社会的障壁」をなくすため、地域の住民に対して、障がい者に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動等を行います。</p> <p>また、自発的活動支援事業として障がい者やその家族、地域住民等が地域において自発的に行う活動を支援します。</p>
------	--

【第6期深川市障がい福祉計画等の取り組み状況】

指標		令和3年度 計画値 (実績値)	令和4年度 計画値 (実績値)	令和5年度 計画値 (実績値)
		達成率	達成率	達成率
理解促進研修・啓発事業	実施数	1 (1)	1 (1)	1 (1)
		100.0%	100.0%	100.0%
自発的活動支援事業	団体補助 実施数	1 (0)	1 (0)	1 (0)
		-%	-%	-%
	その他 実施数	1 (0)	1 (0)	1 (0)
		-%	-%	-%

【現状の分析と今後の課題】

理解促進研修・啓発事業では、北空知地域自立支援協議会などと連携し広報紙やホームページに記事を掲載するなどし、障がい者に対する理解の啓発を行いました。

また、自発的活動支援事業では、障がい者団体の活動を支援するための補助や啓発を行うなどして活動を支援しましたが、事業を実施していた団体の休止・解散により令和元年度以降の実績はありませんでした。

第3章 障がい福祉サービス等の見込量と確保のための方策

【第7期深川市障がい福祉計画等】

指標		令和6年 計画値	令和7年 計画値	令和8年 計画値
理解促進研修・啓発事業	実施数	1	1	1
自発的活動支援事業	団体補助実施数	1	1	1
	その他実施数	1	1	1

【見込量確保のための方策】

引き続き、北空知地域自立支援協議会などと連携し各種講演会や研修会を開催するとともに、広報紙やホームページに記事を掲載するなどし、障がい者理解の啓発を行います。また、団体等が自発的に行う活動について支援していきます。

2 相談支援事業

(1) 障害者相談支援事業、基幹相談支援センター等機能強化事業、住宅入居等支援事業

事業内容	<p>障がい者が障がいの種別にかかわらず、自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、障がい者及びその関係者からの相談に応じ、必要な情報の提供、助言及び支援を行うとともに、相談支援にかかる関係機関との連絡調整、地域連携システム(ネットワーク)を構築するための会議を開催し、障がい者の自立と地域生活を支援します。(障害者相談支援事業)</p> <p>また、他の相談支援事業者・関係機関に対する指導及び助言、専門的な相談支援等が必要な困難事例への対応並びに地域自立支援協議会を中心とした関係機関の連携強化と支援体制の整備推進を実施します。(基幹相談支援センター等機能強化事業)</p> <p>さらに、一般住宅への入居に困難を抱えている障がい者に対して、入居に必要なサポート、24時間の相談体制及び関係機関との連絡調整などの支援を実施します。(住居入居等支援事業)</p>
------	--

第3章 障がい福祉サービス等の見込量と確保のための方策

【第6期深川市障がい福祉計画等の取り組み状況】

指標		令和3年度 計画値 (実績値)	令和4年度 計画値 (実績値)	令和5年度 計画値 (実績値)
		達成率	達成率	達成率
障害者相談支援事業	実施 個所数	1 (1)	1 (1)	1 (1)
		100.0%	100.0%	100.0%
地域自立支援協議会	実施 個所数	1 (1)	1 (1)	1 (1)
		100.0%	100.0%	100.0%
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施 個所数	1 (1)	1 (1)	1 (1)
		100.0%	100.0%	100.0%
住宅入居等支援事業	実利用者数 (人)	1 (0)	1 (0)	1 (0)
		－%	－%	－%

【現状の分析と今後の課題】

障害者相談支援事業及び基幹相談支援センター等機能強化事業、住宅入居等支援事業は、北空知障がい者支援センターに委託し実施しています。

今後も地域の実情に応じた適切な相談支援を提供できる体制の確保や、相談支援機能の強化が不可欠です。

自立支援協議会は、圏域で北空知地域自立支援協議会を設置しています。

住宅入居等支援事業（居住サポート事業）については、地域移行支援や地域定着支援が地域相談支援給付として障害者総合支援法上のサービスとして位置づけられたことから、現在はこれらのサービスを活用し、支援しています。

【第7期深川市障がい福祉計画等】

指標		令和6年 計画値	令和7年 計画値	令和8年 計画値
障害者相談支援事業	実施個所数	1	1	1
地域自立支援協議会	実施個所数	1	1	1
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施個所数	1	1	1
住宅入居等支援事業	実利用者数（人）	1	1	1

【見込量確保のための方策】

障害者相談支援事業では、様々な障がい者のニーズに対応するため、北空知障がい者支援センターで障がい者やその関係者からの相談に応じ、必要な支援を行うとともに、障がい者の自立と地域生活を支援していきます。

また、相談実績等を見極めながら、今後の相談支援体制の強化を図っていきます。

北空知地域自立支援協議会では専門部会を開催し、地域の課題解決のため協議、検討を進めていきます。

住宅入居等支援事業については、地域移行支援や地域定着支援等の障害者総合支援法上のサービスを活用し、地域における生活に移行するための活動に関する相談や緊急時の支援等の必要な支援を行います。

第3章 障がい福祉サービス等の見込量と確保のための方策

(2) 成年後見制度利用支援事業・成年後見制度法人後見支援事業

事業内容	<p>後見人等の報酬等の経費について、助成を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると認められる障がい者に対し、申立てに要する経費及び後見人等の報酬を助成し、障がい者の権利擁護を図ります。(成年後見制度利用支援事業)</p> <p>また、成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、法人後見の活動を支援することで、障がい者の権利擁護を図ります。(成年後見制度法人後見支援事業)</p>
------	---

【第6期深川市障がい福祉計画等の取り組み状況】

指標		令和3年度 計画値 (実績値)	令和4年度 計画値 (実績値)	令和5年度 計画値 (実績値)
		達成率	達成率	達成率
成年後見制度利用支援事業	実利用者数 (人)	1 (0)	1 (0)	1 (2)
		－%	－%	200.0%
成年後見制度法人後見支援事業	実施 個所数	無 (0)	無 (0)	無 (0)
		－%	－%	－%

【現状の分析と今後の課題】

金銭管理、契約手続等に支援が必要な知的障がい者及び精神障がい者の成年後見制度の利用を促進するため、成年後見制度利用支援事業を市で実施しており、令和5年の利用実績は2件となり、潜在的な対象者について一定数を把握していることから、今後増えていく見込みです。

また、成年後見制度法人後見支援事業の実施について、今後検討していく必要があります。

【第7期深川市障がい福祉計画等】

指標		令和6年 計画値	令和7年 計画値	令和8年 計画値
成年後見制度利用支援事業	実利用者数(人)	3	4	4
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	有	有	有

【見込量確保のための方策】

圏域において、北空知成年後見相談センターの開設に向けた準備を、深川市社会福祉協議会に委託し、令和5年10月にセンター開設後も引き続き、センター運営事業を委託しております。

今後は、センターを中心に成年後見制度等の広報・普及啓発を行い、相談窓口において専門的な助言を行うなどの支援を行います。

このほか、申立てに要する経費及び後見人等の報酬を助成し、金銭管理、契約手続等に支援が必要な知的障がい者及び精神障がい者の成年後見制度の利用促進、必要な支援を行うことで、障がい者の権利の擁護を図ります。

第3章 障がい福祉サービス等の見込量と確保のための方策

3 意思疎通支援事業・手話奉仕員養成研修事業

事業内容	手話通訳者及び要約筆記者等を派遣し、聴覚障がい者等のコミュニケーションの確保を図ります。
------	--

【第6期深川市障がい福祉計画等の取り組み状況】

指標		令和3年度 計画値 (実績値)	令和4年度 計画値 (実績値)	令和5年度 計画値 (実績値)
		達成率	達成率	達成率
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	実利用者数（人）	1 (0)	1 (0)	1 (0)
		－%	－%	－%
	利用件数	1 (－)	1 (－)	1 (－)
		－%	－%	－%
手話通訳者設置事業	実設置者数（人）	1 (1)	1 (1)	1 (1)
		100.0%	100.0%	100.0%
手話奉仕員養成研修事業	実用性講習修了見込者数（登録見込み者数）（人）	0 (0)	0 (0)	0 (0)
		－%	－%	－%

【現状の分析と今後の課題】

令和3年2月から遠隔手話サービスによる手話通訳者設置事業を開始しました。

【第7期深川市障がい福祉計画等】

指標		令和6年 計画値	令和7年 計画値	令和8年 計画値
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	実利用者数（人）	1	1	1
	利用件数	1	1	1
手話通訳者設置事業	実設置者数（人）	1	1	1
手話奉仕員養成研修事業	実用性講習修了見込者数（登録見込み者数）（人）	1	1	1

【見込量確保のための方策】

手話奉仕員養成講座については平成26年度より1年毎の前期・後期に分け、2年間受講した者だけが修了者となります。

各種団体と連携し、手話通訳などの支援を行うとともに、人材の育成に努めます。

また、聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がい等のニーズを把握し、必要なサービスの提供体制の構築を図り、手話奉仕員養成研修の実施について検討します。

第3章 障がい福祉サービス等の見込量と確保のための方策

4 日常生活用具給付事業

事業内容	障がいのある人の日常生活の便宜を図るため、障がいの種類と程度に応じて、各種の日常生活用具を給付します。
------	---

【第6期深川市障がい福祉計画等の取り組み状況】

指標		令和3年度 計画値 (実績値)	令和4年度 計画値 (実績値)	令和5年度 計画値 (実績値)
		達成率	達成率	達成率
全 体	給付件数	976 (976)	976 (916)	976 (941)
		100.0%	93.8%	96.4%
介護・訓練支援用具	給付件数	2 (1)	2 (2)	2 (0)
自立生活支援用具	給付件数	5 (1)	5 (1)	5 (2)
在宅療養等支援用具	給付件数	2 (4)	2 (4)	2 (3)
情報・意思疎通支援用具	給付件数	15 (15)	15 (15)	15 (13)
排泄管理支援用具	給付件数	950 (954)	950 (892)	950 (922)
居住生活動作補助用具	給付件数	2 (1)	2 (2)	2 (1)

【現状の分析と今後の課題】

日常生活用具の給付対象者は65歳以上の方が約半分を占めており、今後の高齢化に伴い、増加が見込まれます。また、平成30年度から埋込型人工喉頭用人工鼻が対象種目として追加となり情報・意思疎通支援用具の利用が増加しています。

全体的には、排泄管理支援用具の利用が顕著となっています。

【第7期深川市障がい福祉計画等】

指標		令和6年 計画値	令和7年 計画値	令和8年 計画値
全 体	給付件数	945	945	945
介護・訓練支援用具	給付件数	2	2	2
自立生活支援用具	給付件数	2	2	2
在宅療養等支援用具	給付件数	4	4	4
情報・意思疎通支援用具	給付件数	15	15	15
排泄管理支援用具	給付件数	923	923	923
居住生活動作補助用具	給付件数	2	2	2

【見込量確保のための方策】

利用者のニーズや日常生活用具業者等の意見を踏まえ、障がいの種別と程度に応じて適切な日常生活用具を給付します。

また、日常生活用具を必要とする人に給付できるよう、引き続き制度の周知を行うことで、利用促進を図ります。

第3章 障がい福祉サービス等の見込量と確保のための方策

5 移動支援事業

事業内容	障がい者が自立した日常生活又は社会生活を営むために、屋外での移動が困難な障がいのある人に対して、外出のための支援を実施します。
------	---

【第6期深川市障がい福祉計画等の取り組み状況】

指標		令和3年度 計画値 (実績値)	令和4年度 計画値 (実績値)	令和5年度 計画値 (実績値)
		達成率	達成率	達成率
移動支援事業	延べ利用時間	710 (358)	800 (897)	900 (984)
		50.4%	112.1%	109.3%
	実利用者数（人）	10 (6)	11 (10)	12 (9)
	実施箇所数	5 (4)	5 (4)	5 (4)

【現状の分析と今後の課題】

令和3年度は新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響で、通学に係る利用が減少したことで利用が落ち込んでいましたが、令和4年度以降は回復して延べ利用時間が増加しています。

今後も障がい者数が増加傾向にあることに加え、施設入所者や入院者の地域への移行を進めた場合に、訪問系サービスと同様に利用増が見込まれます。

今後、利用者のニーズの把握、事業者等の意見聴取を行い、サービスの質の向上及び量の拡充を図る必要があります。

【第7期深川市障がい福祉計画等】

指標		令和6年 計画値	令和7年 計画値	令和8年 計画値
移動支援事業	延べ利用時間	1,000	1,000	1,000
	実利用者数（人）	16	16	16
	実施箇所数	5	5	5

【見込量確保のための方策】

利用者のニーズの把握、事業者等の意見聴取を行い、地域の実情に応じた柔軟な運用を行います。

また、今後増加が予想されるサービス量を確保するため、事業者の意向の把握に努めた上で、広く情報提供を行う等により多様な事業者の参入に努めます。

第3章 障がい福祉サービス等の見込量と確保のための方策

6 地域活動支援センター事業

事業内容	障がい者の地域生活支援の促進を図ることを目的に、地域活動支援センターにおいて、障がい者に対する創作活動、生産活動などの基礎的事業を行うとともに、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整や地域において就労が困難な在宅障がい者に対して、機能訓練、社会適応訓練等のサービスを行います。
------	---

【第6期深川市障がい福祉計画等の取り組み状況】

指標		令和3年度 計画値 (実績値)	令和4年度 計画値 (実績値)	令和5年度 計画値 (実績値)
		達成率	達成率	達成率
基礎的事業	実施個所数	1 (1)	1 (1)	1 (1)
		100.0%	100.0%	100.0%
	延べ利用者数 (人)	6,700 (6,761)	6,700 (6,977)	6,700 (7,186)
		100.9%	104.1%	107.2%
機能強化事業(市内)	実施個所数	1 (1)	1 (1)	1 (1)
		100%	100%	100%

【現状の分析と今後の課題】

地域活動支援センター事業は、北空知障がい者支援センターにその業務を委託し実施しており、相談支援事業も併せて委託しているが、相談件数の増加や業務の多様化にともない、慢性的な人員不足の状態にあることから、この状態の改善が求められています。

【第7期深川市障がい福祉計画等】

指標		令和6年 計画値	令和7年 計画値	令和8年 計画値
基礎的事業	実施個所数	1	1	1
	延べ利用者数 (人)	7,200	7,200	7,200
機能強化事業(市内)	実施個所数	1	1	1

【見込量確保のための方策】

今後も、北空知障がい者支援センターにおいて、障がい者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むための相談支援や訓練等を行うとともに、支援体制の強化に努めます。

第3章 障がい福祉サービス等の見込量と確保のための方策

7 任意事業

(1) 日常生活支援事業

日中一時支援事業（日帰り短期入所事業）・生活サポート事業・給食サービス事業

事業内容	<p>障がい者が自立した日常生活又は社会生活を営むために、障がい者の日中における活動の場を確保し、障がい者の家族の一時的なレスパイトを図るため、宿泊の伴わない支援を行います。（日帰り短期入所事業）</p> <p>介護給付費支給決定の非該当者であって日常生活に支障をきたす恐れのある障がい者にヘルパーを派遣し、日常生活を支援します。（生活サポート事業）</p> <p>居宅の障がい者が、健康で自立した生活を送ることが出来るように、定期的に配食を行い在宅生活を支援します。（給食サービス事業）</p>
------	--

【第6期深川市障がい福祉計画等の取り組み状況】

指標		令和3年度	令和4年度	令和5年度
		計画値 (実績値)	計画値 (実績値)	計画値 (実績値)
		達成率	達成率	達成率
日中一時支援事業 (日帰り短期入所事業)	利用回数	310 (223)	310 (131)	310 (84)
		71.9%	42.2%	27.0%
	実利用者数 (人)	6 (6)	6 (2)	6 (1)
	実施個所数	5 (2)	5 (1)	5 (1)
生活サポート事業	利用回数	6 (0)	6 (0)	6 (0)
		-%	-%	-%
	実利用者数 (人)	1 (0)	1 (0)	1 (0)
	実施個所数	1 (0)	1 (0)	1 (0)
給食サービス事業	利用食数	570 (472)	570 (487)	570 (487)
		82.8%	85.4%	85.4%
	実利用者数 (人)	3 (2)	3 (2)	3 (2)
	実施個所数	2 (2)	2 (2)	2 (2)

【現状の分析と今後の課題】

日中一時支援支援事業は、利用者の減少が目立ちますが、突発的に利用できるよう支給決定している方が多くいます。

生活サポート事業は、第6期深川市障がい福祉計画等の計画期間中は利用実績がありませんでした。

給食サービス事業は、必要な人にサービスの提供ができるよう制度の周知により利用促進を図ります。

第3章 障がい福祉サービス等の見込量と確保のための方策

【第7期深川市障がい福祉計画等】

指標		令和6年 計画値	令和7年 計画値	令和8年 計画値
日帰り短期入所事業	利用回数	150	150	150
	実利用者数（人）	4	4	4
	実施個所数	5	5	5
生活サポート事業	利用回数	6	6	6
	実利用者数（人）	1	1	1
	実施個所数	1	1	1
給食サービス事業	利用食数	570	570	570
	実利用者数（人）	3	3	3
	実施個所数	2	2	2

【見込量確保のための方策】

今後も利用者のニーズを把握し、事業者等とも連携を図り、地域の実情に応じた適切なサービスの提供に努めます。

(2) 社会参加支援事業

自動車運転免許取得費助成事業・自動車改造費助成事業

事業内容	自動車運転免許取得・改造費助成事業の実施により、障がいのある人の自立と社会参加を促進します。
------	--

【第6期深川市障がい福祉計画等の取り組み状況】

指標		令和3年度 計画値 (実績値)	令和4年度 計画値 (実績値)	令和5年度 計画値 (実績値)
		達成率	達成率	達成率
自動車運転免許取得費助成事業	助成件数	1 (0)	1 (0)	1 (0)
		—%	—%	—%
自動車改造費助成事業	助成件数	1 (1)	1 (0)	1 (0)
		100.0%	—%	—%

【現状の分析と今後の課題】

自動車運転免許取得費助成事業及び自動車改造費助成事業については、年度によって実績にばらつきがあります。障がい者の社会参加を促進するため必要な事業です。

第3章 障がい福祉サービス等の見込量と確保のための方策

【第7期深川市障がい福祉計画等】

指標		令和6年 計画値	令和7年 計画値	令和8年 計画値
自動車運転免許取得費助成事業	助成件数	1	1	1
自動車改造費助成事業	助成件数	1	1	1

【見込量確保のための方策】

自動車運転免許取得費助成事業及び自動車改造費助成事業については、必要な人にサービスの提供ができるよう制度の周知に努めます。

(3) その他

必要に応じて、他の地域生活支援事業を活用し、障がい者の自立支援に努めます。

第3節 障がい児支援の見込量と確保のための方策

1 児童福祉法によるサービス

(1) 児童発達支援

事業内容	障がいのある子どもたち（未就学児）の健やかな育ちを保障し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技術の付与、集団生活への適応訓練等を行います。
------	--

【第6期深川市障がい福祉計画等の取り組み状況】

指標	令和3年度 計画値 (実績値)	令和4年度 計画値 (実績値)	令和5年度 計画値 (実績値)
	達成率	達成率	達成率
日数/月	150 (124)	160 (122)	170 (99)
	82.6%	76.3%	58.2%
利用者数(人)	58 (47)	59 (50)	60 (41)

【現状の分析と今後の課題】

これまで2事業所（深川市療育センター・児童デイサービスなかよし）で児童発達支援が行われており、令和5年9月に1事業所（ひかりふかがわ）が開設されましたが、開所して間もないため実績値には反映されていません。

今後も利用者の発達状況やニーズを適切に把握し、障がい児とその保護者に適切な支援を提供していくことが求められており、事業所や関係機関・団体と連携し、適切なサービスを提供できるように努める必要があります。

【第7期深川市障がい福祉計画等】

指標	令和6年 計画値	令和7年 計画値	令和8年 計画値
日数/月	150	150	150
利用者数(人)	60	60	60

【見込量確保のための方策】

市内の人口は漸減していますが、支援が必要な児童は一定数見込まれることから、計画値はほぼ据え置きとします。事業所や関係機関・団体と連携し、人員体制の整備や、適切なサービスの提供に努めます。

医療型児童発達支援の利用見込はありません。

第3章 障がい福祉サービス等の見込量と確保のための方策

(2) 放課後等デイサービス

事業内容	就学している児童（小学生以上から高校生まで）に対し、授業終了後や休業日に生活能力の向上のための訓練や社会交流を促進する活動等を行います。
------	--

【第6期深川市障がい福祉計画等の取り組み状況】

指標	令和3年度 計画値 (実績値)	令和4年度 計画値 (実績値)	令和5年度 計画値 (実績値)
	達成率	達成率	達成率
日数/月	230 (294)	240 (237)	250 (215)
	127.8%	98.7%	86.0%
利用者数(人)	41 (65)	42 (41)	43 (43)

【現状の分析と今後の課題】

厚生労働省で定めることとしている放課後等デイサービスのガイドラインを踏まえ、事業所と連携しながら、機能やサービスの質の向上に努める必要があります。

【第7期深川市障がい福祉計画等】

指標	令和6年 計画値	令和7年 計画値	令和8年 計画値
日数/月	260	260	260
利用者数(人)	50	50	50

【見込量確保のための方策】

制度や事業所の周知に努め、適切なサービスの利用につなげていきます。

第3章 障がい福祉サービス等の見込量と確保のための方策

(3) 保育所等訪問支援

事業内容	障がい児が、保育所等の集団生活で他者とのコミュニケーションや活動に参加していくことを支援します。
------	--

【第6期深川市障がい福祉計画等の取り組み状況】

指標	令和3年度 計画値 (実績値)	令和4年度 計画値 (実績値)	令和5年度 計画値 (実績値)
	達成率	達成率	達成率
日数/月	12 (1)	13 (3)	14 (3)
	8.3%	23.0%	21.4%
利用者数(人)	9 (2)	10 (2)	11 (1)

【現状の分析と今後の課題】

平成26年より、深川市療育センターで事業を開始しました。第6期では毎年微増を見込んでましたが利用者数が伸びませんでした。引き続き利用者の発達状況やニーズを適切に把握し、機能やサービスの質の向上に努める必要があります。

【第7期深川市障がい福祉計画等】

指標	令和6年 計画値	令和7年 計画値	令和8年 計画値
日数/月	10	10	10
利用者数(人)	5	5	5

【見込量確保のための方策】

今後も利用ニーズに応じて行くために、受け入れ体制や関係機関とのサービスの調整に努めます。

居宅訪問型児童発達支援の利用見込はありません。

第3章 障がい福祉サービス等の見込量と確保のための方策

(4) 障がい児相談支援

事業内容	障がい児通所支援を利用するすべての障がい児を対象に、サービス利用時にサービス等利用計画の策定、サービス等の利用状況の検証と計画の見直し、その他サービス事業所等との連絡調整を行ないます。
------	--

【第6期深川市障がい福祉計画等の取り組み状況】

指標	令和3年度 計画値 (実績値)	令和4年度 計画値 (実績値)	令和5年度 計画値 (実績値)
	達成率	達成率	達成率
利用者数(人)	88 (96)	88 (91)	88 (89)
達成率	109.0%	103.4%	101.1%
事業所数	— (1)	— (1)	— (2)

【現状の分析と今後の課題】

放課後等デイサービスの利用増に伴い、サービス等利用計画の作成件数が増えています。他のサービスについても既存の市内相談支援事業所での対応が難しくなっていることから、当面の対応として、平成27年3月に市直営の相談支援事業所「はびふか」を立ち上げ相談支援を行っており、令和5年4月に市内相談支援事業者も開設されたことから、適切な相談支援サービスを受けられるよう連携してまいります。

【第7期深川市障がい福祉計画等】

指標	令和6年 計画値	令和7年 計画値	令和8年 計画値
利用者数(人)	100	100	100

【見込量確保のための方策】

計画作成にあたっては、基本的に相談支援事業所の利用をすすめていきますが、希望者にはセルフプランを提案してまいります。

また、市直営の相談支援事業所「はびふか」を中心とした相談支援体制の充実や、関係職員の専門性の向上に努めるとともに、当面の対応として立ち上げた市直営相談支援事業所について、今後、法人事業所による相談支援事業所や、近隣自治体における相談支援体制の状況などを踏まえ、相談支援事業体制の構築やサービス調整をしてまいります。

第3章 障がい福祉サービス等の見込量と確保のための方策

(5) 居宅訪問型児童発達支援

事業内容	重度の障がい等により外出が困難な障がい児に対して、居宅を訪問して、発達支援（日常生活における基本的な動作の指導、知識技術の付与及び生活能力の向上のために必要な訓練）を提供するサービスです。
------	--

【第6期深川市障がい福祉計画等の取り組み状況】

指標	令和3年度 計画値 (実績値)	令和4年度 計画値 (実績値)	令和5年度 計画値 (実績値)
	達成率	達成率	達成率
利用者数（人）	1 (0)	1 (0)	1 (0)

【現状の分析と今後の課題】

平成30年度新規事業ですが、市内に事業所が無く実績はありませんでした。

【第7期深川市障がい福祉計画等】

指標	令和6年 計画値	令和7年 計画値	令和8年 計画値
日数/月	4	4	4
利用者数（人）	1	1	1

【見込量確保のための方策】

市内に既存の事業所はありませんが、深川市療育センターを中心とした発達支援体制の充実や関係する市内外の事業所を含めサービス提供のための検討をしていきます。

令和8年度を目標年度とする数値目標(成果目標)と、成果目標を達成するための障がい福祉サービス等の見込量(活動指標)の確保が達成されるよう、次により着実に推進していきます。

1 達成状況の点検及び評価

本計画の着実かつ効果的な推進を図るため、庁内関係課と連携しながら定期的に調査、分析及び評価を行い、その結果を深川市保健福祉施策推進協議会に報告し、計画の推進方法等について意見を求めるものとします。

なお、この中間評価の結果は、市のホームページで公表します。

また、必要があると認めるときは、計画の変更等を行います。

そのため、成果目標及び活動指標について、年1回はその進捗状況の分析・評価を行います。

2 自立支援協議会における関係機関・事業所等との連携

本計画の総合的な推進のために、福祉、医療、教育、雇用等、様々な関係機関・事業所との連携を図る必要があります。

北空知地域自立支援協議会や北空知障がい者支援センターなど、多様なネットワークを構築し、障がい者のニーズを総合的に捉え、課題解決のための方策を協議していくとともに、それぞれが連携しながら計画を推進していきます。

3 国・道との連携等

本計画の円滑な推進にあたっては、国及び道の動向を踏まえた適切な施策展開を図るとともに、広域的なサービス調整や効果的なサービス基盤の整備など、広域的な課題や共通する問題に適切に対応できるよう、国・道・近隣市町との連携に努めます。

また、制度などに関する問題点が生じた場合、国や道へ改善を要望していきます。